介護医療院えがおと虹の森ふもと運営規定

(施設の目的)

- 第1条 医療法人麓会が開設する介護医療院「えがおと虹の森ふもと」(以下「医療院」という。)の介護医療院サービス(以下、「サービス」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
 - 2 医療院は、介護保険法 8 条第 2 9 項に基づき、医療院は、要介護者であって、長期にわたり療養が必要である者(以下「利用者」という。)に対し、介護医療院サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のサービスを提供することにより、利用者がその有する能力に応じ日常生活を営むことができるようにする。

(施設の運営方針)

- 第2条 医療院は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの 提供に努めるものとする。
 - 2 医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を 行い、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設や他の保険 医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めるものとする。
 - 3 医療院は、行動障害のある利用者の意思及び人格を尊重し、本人又は他の利用者の生命及び身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対して身体拘束を 行わないものとする。
 - 4 医療院は、利用者が重度化した場合又は終末期においては、段階的に医師と家族、サービスケア関係者が意向を確認しながら方向の共有化を図り、利用者の「看取り・ターミナル」を支えるものとする。
 - 5 医療院は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに従い、利用者の個人情報については、介護サービスの提供に関わる事項以外は原則非公開とし、外部への情報提供に当たっては、必要に応じて利用者又はその代理人の承諾を得るものとする。
 - 6 医療院は、法令の規定に基づき介護医療院サービスの質の評価をするものとする。

(医療院の名称及び所在地)

第3条 サービスを行う医療院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 介護医療院「えがおと虹の森ふもと」

(2) 開設年月日 令和2年4月1日

(3) 所在地 新潟県上越市中央1丁目23番26号

(4) 管理者 西脇 京子

(5) 介護保険指定番号 介護医療院「15B0300011」

(従業者の職種、員数)

第4条 医療院の従業者の職種と員数は、次のとおりであり必置職については法令の定める ところによる。

 (1) 医師 (管理者含)
 1人以上

 (2) 副施設長
 1人

 (3) 看護職員
 14人以上

 (4) 介護職員
 20人以上

 (5) 支援相談員
 1人

 (6) 理学療法士、作業療法士等
 1人以上

(7) 管理栄養士 1人 (8) 企業支援専門員 1人以

(8) 介護支援専門員 1人以上

(9) 薬剤師 実情に応じた適当人数

(従業者の職務内容)

第5条 前条に定める医療院職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師(管理者含)は、医療院に携わる従業者の統括管理、指導をする。又介護保険法等に規定される介護医療院の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行うとともに、医療院の衛生管理等の指導を行う。なお、医療院は介護医療院II型を算定していることから、宿直医は置かない。
- (2) 副施設長は、医師の命を受け療養全般を統括する。
- (3) 看護職員は、医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、医療院の衛生管理等の業務を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画と指導を行い、保険者との連携を図るほか、ボランティアの指導もする。
- (6) 理学療法士、作業療法士等は、医師等と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともに当該計画に従いリハビリテーションを行う。
- (7) 管理栄養士は、利用者の食事の献立作成、栄養量計算及び食事の記録、調理員の指導 等の食事業務全般並びに利用者の栄養指導をする。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の介護医療院サービス計画原案を作成するとともに要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、医療院で保管する調剤を管理する。
- 2 前項に定めるほか、医療院の運営上必要な従業員を置くものとする。

(利用者の定員)

- 第6条 利用者の定員は、80名とする。
- 第7条 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、前条に定める利用者の定員及び各 室ごとの収容定員を超えないこととする。

(介護医療院サービス計画の作成)

- 第8条 介護支援専門員は、介護医療院サービス計画の作成に当たっては、利用者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で、解決すべき課題を把握する。
 - 2 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握した解決すべき 課題と医師の療養方針に基づき、利用者に関わるあらゆる職種の職員と協議の上、サー ビス目標及びその達成時期、内容、留意すべき事項等を記載した介護医療院サービス計 画原案を作成する。
 - 3 介護支援専門員は、介護医療院サービス計画について、利用者又はその家族に対して 説明し、同意を得て交付する。
 - 4 介護支援専門員は、介護医療院サービス計画の作成後においても、利用者に関わるあらゆる職種の職員との連絡を継続的に行うことにより、介護医療院サービス計画の実施 状況の把握をするとともに、利用者の解決すべき課題によっては、必要に応じて計画の 変更をする。

(介護医療院のサービス内容)

- 第9条 介護医療院サービスの内容は、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員との協議によって作成される介護医療院サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、機能訓練、口腔衛生管理又は栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とし、介護医療院サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。
 - (1) 介護医療院サービスの提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止 に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえて、利用者の療養を妥当適切に行うも のとする。
 - (2) 介護医療院サービスに当たっては、介護医療院サービス計画に基づき、漫然かつ画 一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
 - (3) 介護医療院サービスの提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、従業者は利用者及びその家族に対して、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をしなければならない。
 - (4) 介護医療院サービスの提供に当たっては、介護医療院は、利用者又は他の利用者等

の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の 行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を 行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得 ない理由を記録するものとする。

(5) 医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料、その他の費用の額)

- 第10条 介護医療院の利用料は、厚生労働省が定めた告示上の基準の額とし、法定代理受領サービスを提供する場合には利用者から市町村が交付した「介護保険負担割合証」に記された負担割合の額の支払いを受けるものとする。支払期限は毎月末とし、当該月の10日までに明細書を付した上請求する。(利用者の負担能力に変動があり、軽減の必要があると認められた場合は軽減後の額とする。)
 - 2 サービスの内容及び利用料の額については、あらかじめ利用者とその家族に説明し同意を得るものとする。又利用料の額の変更についても利用者とその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。
 - 3 下記以外の日常生活用品を必要とした場合の費用については、その都度前項の定める ところに準じ、利用者とその家族の同意を得たものについて徴収する。
 - (1) 居住費(1日につき)
 - 2人部屋、4人部屋

510円

● 従来型個室

1,670円

※所得が低い人に対しては、所得に応じた自己負担の限度額が設けられています。 負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担額となります。

(2) 食費(1日につき)

1,800円

※所得が低い人に対しては、所得に応じた自己負担の限度額が設けられています。 負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担額となります。

- (3) その他の料金
- ① 電気使用料 I (電気毛布・テレビを持込使用した場合1か月) 1,800円 電気使用料 II (電気カミソリ・ラジオ等を持込使用した場合は1か月)300円
- ② リース料(室内着上下、バスタオル、フェイスタオルセット 1 か月) 実費 (室内着上下 1 か月) 実費

(バスタオル、フェイスタオルセット1か月) 実費

③ 洗濯代(私物のクリーニング ネット1袋)

実費

④ 清潔用品代(歯ブラシ、歯磨き粉、口腔内清潔用品など)

実費

⑤ 理・美容代(1回)

実費

⑥ 健康管理費(予防接種等)

実費

⑦ その他の費用

実費

(医療院の利用に当たっての留意事項)

- 第11条 医療院の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。
 - (1) 来訪・面会時間は8時から20時までとし、面会者は時間を遵守する。
 - (2) 消灯時間は21時とする。
 - (3) 外出・外泊は、事前に申し出て医師の許可を得、又帰所された時は必ず職員に報告する。
 - (4) 設備・備品は、定められた用法に従い使用する。これに反した使用により、破損等が生じた場合は弁償する。
 - (5) 所持品は、紛失しては困る品物は施設内には持ち込まない。又持ち込んだ品物は全て記名する。
 - (6) 金銭・貴重品は、利用者又はその家族が管理する。
 - (7) 宗教活動・政治活動は、施設内においての職員及び利用者に対しての活動は禁止する。
 - (8) 医療院外での受診は、事前に申し出をする。
 - (9) ペットや生物の持ち込みは禁止する。
 - (10) その他、他の利用者への迷惑行為は禁止する。

(事故発生時の応急措置)

第12条 医療院の従業者は、事故が発生した時には利用者の生命、身体及び健康を最優先し、利用者に対して適切かつ迅速な応急措置を講ずる。同時に利用者の生命、身体に危険又はその恐れがある場合は、医師の指示に従う。

(事故発生の事実関係の把握)

第13条 医療院の職員は、事故が発生した時には直ちに事故に至った経緯及び態様を調査し、 事実関係を正確に把握する。又事故後の利用者の状態や施設の対応を正確に記録する。

(事故原因の調査)

第14条 医療院は、事故に至った経緯や態様を正確に把握した上で、事故の原因を調査する。

(利用者の関係者に対する対応)

第15条 医療院は、事故の発生後できるだけ速やかに利用者の家族及び市町村に連絡し、事故の経緯を正確に報告する。

(損害賠償責任)

第16条 医療院は、本規定に基づくサービスの実施に当たり、利用者の生命、身体、財産等に 損害を与えた場合、その損害を賠償する。ただし、その損害について医療院の責任を問え ない場合は、賠償は行わないものとする。

(損害賠償を免れる場合)

- 第17条 医療院は、次の場合は損害賠償を免れるものとする。
 - (1) 利用者が、契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知によることにもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - (2) 利用者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取、確認に対してこれを告げず、又は不実の告知によることにもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - (3) 利用者の急激な体調の変化等、医療院の提供したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - (4) 利用者が、医療院もしくは医療院職員の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

(非常災害対策)

- 第18条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害(洪水・内水時の避難確保計画)、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行うものとする。
 - (1) 防火管理者は、事務局長又は副施設長を充てることとする。
 - (2) 各階に火元責任者を配置する。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立ち会うことにする。
 - (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を組織し役割分担を明確にする。
 - (5) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育及び消防訓練を実施する。
 - 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)は、年2回以上(内1回は夜間を想定した訓練)実施する。
 - 非常災害用設備の使用方法の徹底は、随時実施する。
 - (6) その他必要な災害防止対策は、必要に応じて実施する。

(職員の服務規律)

- 第19条 医療院の従業者は、関係法令及び諸規則を遵守し、業務上の指示命令に従い自己の 業務に専念する。又服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し次の事項に留意す る。
 - (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧に応じるとともに責任をもって接遇する。
 - (2) 常に自身の健康に留意し明朗な態度を保持する。
 - (3) お互いに協力し合い能率の向上に努める。
 - (4) 職場のハラスメントに関する事項は、別に定める医療法人麓会の就業規則によるものとする。
 - (5) ハラスメントには、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意し、

適切な対応を講じるよう努める。

(職員の質の確保)

第20条 医療院職員の資質向上のため、研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第21条 医療院職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人麓会の就業規則によるものとする。

(職員の健康管理)

第22条 医療院職員は、医療院が実施する健康診断を受診する。

(衛生管理等)

- 第23条 医療院は、利用者の使用する施設、食器その他の設備、又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医薬用具の管理を徹底する。
 - 2 医療院は、院内において食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延することがないよう水 廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を徹底する。並びに蔓延防止のための研修及び訓 練を定期的に実施する。
 - 3 医療院は、栄養士、調理師等厨房に勤務する職員に毎月1回検便を実施する。
 - 4 医療院は、定期的に鼠族や昆虫の駆除を実施する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第24条 医療院は、医療院職員に対して、医療院職員である期間及び退職後においても、正当な理由がない限り業務上知り得た利用者及びその家族の情報を漏らすことがないよう適時指導教育を行う他、医療院職員が本規程に反した場合は、別に定める医療法人麓会の就業規則により処するものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第25条 医療院は、利用者の人権を擁護するため虐待の発生又はその再発防止に努める。
 - (1) 虐待防止のための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に 周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止の指針を整備し、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施するとともに、措置の徹底するための担当者を定める。
 - 2 医療院は、サービス提供中に、当該医療院従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を 現に養護する者)による虐待を受けたと思われる事象、事案が発生した場合は、速やかに保 険者へ通報し調査等に協力する。

(協力病院等)

第26条 当医療院の意思の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、 利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関、協力歯科医療機関、又は他の専門機 関での診療を依頼する。

(地域との連携)

第27条 医療院は、地域住民又はボランティア団体等と連携及び協力を行い、地域との交流 に努めるものとする。

(記録の整備)

- 第28条 医療院は、利用者に対する介護医療院サービスの提供に関する各号に掲げる記録を 整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 介護医療院サービス計画
 - (2) 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
 - (3) 提供した具体的サービス内容の記録
 - (4) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない 理由の記録
 - (5) 入所者に関する市町村への通知に係る記録
 - (6) 苦情の内容等に関する記録
 - (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
 - 2 医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第29条 医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2 医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第30条 医療院は、地震等非常災害その他やむを得ない特別の事情がある場合を除き、入所 定員及び居室の定員を超えての入所はできないものとする。
 - 2 医療院は、運営規定の概要、医療院職員の勤務体制、協力病院及び協力歯科医療機関、

利用者負担額、苦情処理等について、医療院内に掲示する。

- 3 医療院は、全ての従業者(介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さないもの)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1)採用時研修採用後3ヵ月以内 (2)継続研修年1回

付 則

- この運営規定は、令和2年4月1日から施行する。
- この運営規定の一部改正は、令和2年9月1日から実施する。
- この運営規定の一部改正は、令和3年4月1日から実施する。
- この運営規定の一部改正は、令和5年4月1日から実施する。
- この運営規定の一部改正は、令和6年4月1日から実施する。
- この運営規定の一部改正は、令和7年4月1日から実施する。